

令和5年9月市議会 総務委員会資料

第130号議案 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

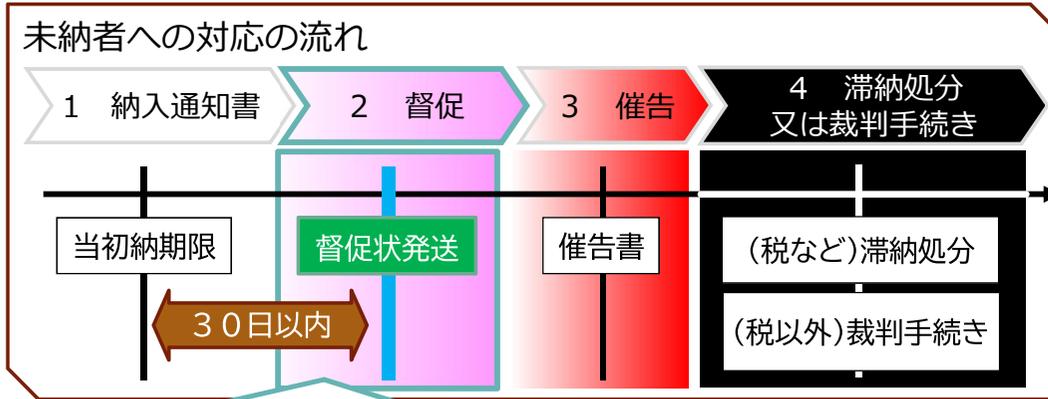
目次	ページ
1 概要	2
2 他都市の状況	2
3 現状の課題	3
4 督促手数料廃止の理由	4
5 今後の対応	4
6 督促手数料の廃止に伴い一部改正を行う条例の 新旧対照表	5 ~ 10

理 財 部
令 和 5 年 9 月

1 概要

令和6年4月1日以降に発する全ての督促状から、督促手数料を廃止するもの。

(1) 督促手数料とは



! 督促手数料とは・・・市の歳入につき、納期限までに納付しない者には督促しなければならない。督促状を発したときは、督促手数料を徴収することができる。(公債権のみ)

	地方税	その他公債権
根拠法令	地方税法第329・330条ほか	地方自治法第231条の3
概略	督促をした場合には、条例で定めるところにより、 手数料を徴収することができる。	

(2) 督促手数料の金額

! 督促状1通につき70円を徴収

	地方税	その他公債権
根拠法令	長崎市税条例第11条	長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例第3条
概略	督促状1通について70円の督促手数料を徴収する。	

2 他都市の状況

国	税	昭和26年	廃止
地方税法		昭和38年	「徴収しなければならない」→「できる」規定へ
都道府県政令指定都市		昭和40年～50年代	廃止
中核市			(R4.7) あり 14市 あり(廃止検討) 9市 廃止済 39市 62市中 廃止済み又は廃止検討 48市(77%)

(参考1) 督促手数料収入(令和4年度決算見込)

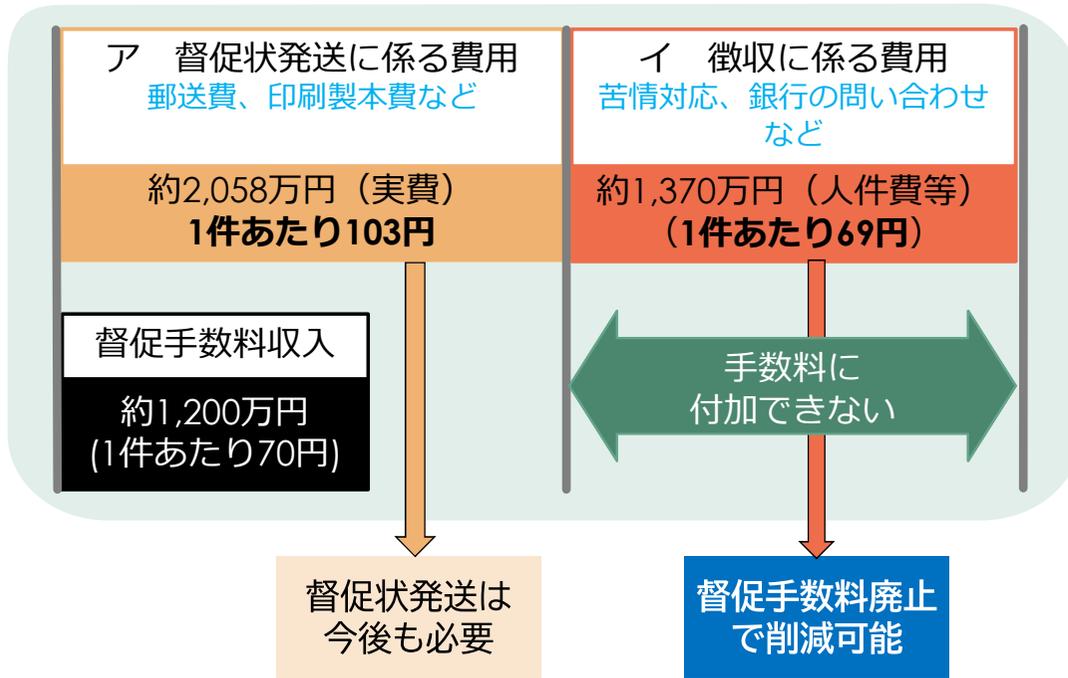
	収入額	発送件数
徴収一元化5債権*	11,966千円	約199,000件
一元化以外の債権	270千円	約2,000件
公営企業会計の債権	7,491千円	約125,000件
合計	19,727千円	約326,000件

※徴収一元化5債権・・・市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料

3 現状の課題

(1) 督促状発送に係る費用など

※徴収一元化5債権で積算

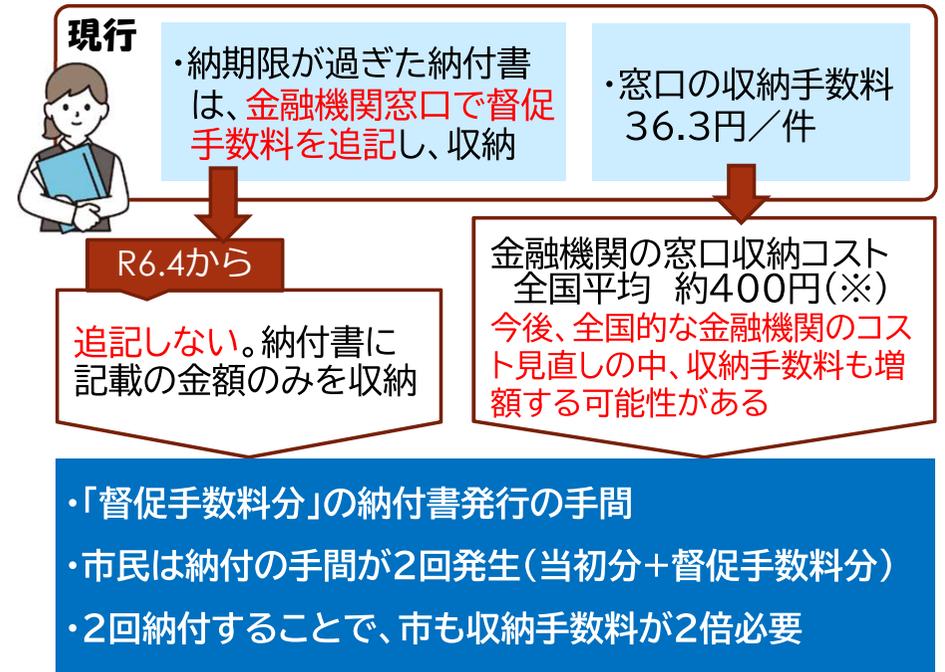


(2) 公債権と私債権の違いによるアンバランス

私債権では督促手数料を徴収できない

	公債権	私債権
概要	<ul style="list-style-type: none"> 行政に優越的地位が認められているもの 法律に特別の規定がある債権 	<ul style="list-style-type: none"> 私人間の法律関係と同等のもの 民間にも同様のものがある債権
債権例	税、下水道使用料など	貸付金、学校給食費、水道料金 など
督促手数料	徴収できる	徴収できない

(3) 金融機関の公金収納事務取扱の変更



(※) 「税・公金収納業務に関するコスト・手数料に係る調査結果報告書」(2021年3月16日 一般社団法人全国銀行協会)

(参考2) 金融機関手書き対応イメージ



(参考3) 市民や職員の声



4 督促手数料廃止の理由

督促手数料のみを別途請求する事務やその経費負担、他都市の状況などを総合的に勘案し、廃止するもの。

(参考4) 改正対象条例

(1) 長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例	(6) 長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業東長崎平間・東地区土地区画整理事業施行条例
(2) 長崎市税条例	(7) 長崎市集落排水処理施設条例
(3) 長崎市道路占用料条例	(8) 長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業長崎駅周辺土地区画整理事業施行条例
(4) 長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業東長崎矢上地区土地区画整理事業施行条例	(9) 長崎市債権管理条例
(5) 長崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例	

5 今後の対応

口座振替促進や支払方法の多様化など、未収金を発生させない取組みを進める。また、早期回収の仕組みや回収困難案件への取組みを進めることで、本市の債権管理の適正化や効率化を一層進めて行くこととする。

(1) 未収金を発生させない取組み

口座振替促進、支払方法の多様化



(参考) 市税等の支払方法多様化に向けた取組み

H24.4月	コンビニ収納開始
R2.10月	クレジットカード、インターネットバンキング導入
R3.2月	スマホ決済対応
R5.7月	Web口座振替受付サービス (※インターネットでの口座振替受付開始)
R6.2月	コンビニ収納・スマホ決済を全ての納付書に拡大

(2) 発生した未収金への早期の取組み

- ・徴収一元化5債権は、財産調査や差押えを早期に行うなど、初期対応に重点を置く。
- ・その他債権は、理財部が主導し、以下の取組みを進める。

- ・未納者への早期対応などの業務のルーチン化
- ・債権課への定期ヒアリング
- ・相談体制整備による長期化防止、「回収or緩和」の判断を迅速・的確に実施
- ・回収困難案件は、裁判所をつうじた法的措置の一括管理

6 督促手数料の廃止に伴い一部改正を行う条例の新旧対照表

(1) 長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例

新	旧
<p>○長崎市使用料等の督促及び延滞金に関する条例 昭和39年3月30日 条例第23号</p>	<p>○長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例 昭和39年3月30日 条例第23号</p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3の規定に基づく使用料、手数料その他の歳入（以下「使用料等」という。）の督促及び延滞金の徴収等について別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>【削除】</p> <p>(延滞金の徴収)</p> <p>第3条 前条第1項の規定により督促を受けた者が、使用料等を納付する場合において、その使用料等の額が2,000円以上であるときは、当該金額（1,000円未満の端数があるときは、切り捨てる。）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から起算して1月を経過した日以前の期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は徴収しない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3の規定に基づく使用料、手数料その他の歳入（以下「使用料等」という。）の督促並びに督促手数料及び延滞金の徴収等について別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(督促手数料の徴収)</p> <p>第3条 前条第1項の規定により督促状を発したときは、1通につき70円の督促手数料を使用料等と同時に徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、徴収しない。</p> <p>(延滞金の徴収)</p> <p>第4条 第2条第1項の規定により督促を受けた者が、使用料等を納付する場合において、その使用料等の額が2,000円以上であるときは、当該金額（1,000円未満の端数があるときは、切り捨てる。）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から起算して1月を経過した日以前の期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は徴収しない。</p>
2 【略】	2 【略】

新	旧
<p>(延滞金の減免) 第4条 【略】</p> <p>(滞納処分) 第5条 第2条第1項の規定により督促を受けた者が督促状に指定する期限までに分担金、加入金、過料又は地方自治法第231条の3第3項の規定に基づき法律で定める使用料その他の歳入及びこれに係る延滞金を納付しないときは、市長は、地方税の滞納処分の例により処分しなければならない。</p> <p>(読替え) 第6条 第2条第1項、第4条、前条及び次条中「市長」とあるのは、水道及び公共下水道の事務に係るものについては「上下水道事業管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(委任) 第7条 【略】</p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例) 2 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>(延滞金の減免) 第5条 【略】</p> <p>(滞納処分) 第6条 第2条第1項の規定により督促を受けた者が督促状に指定する期限までに分担金、加入金、過料又は地方自治法第231条の3第3項の規定に基づき法律で定める使用料その他の歳入並びにこれに係る督促手数料及び延滞金を納付しないときは、市長は、地方税の滞納処分の例により処分しなければならない。</p> <p>(読替え) 第7条 第2条第1項、第5条、前条及び次条中「市長」とあるのは、水道及び公共下水道の事務に係るものについては「上下水道事業管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(委任) 第8条 【略】</p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例) 2 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>

(2) 長崎市税条例

新	旧
<p style="text-align: center;">○長崎市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年9月4日 条例第57号</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)・(4) 【略】</p> <p>(督促)</p> <p>第11条 【略】</p> <p>【削除】</p>	<p style="text-align: center;">○長崎市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年9月4日 条例第57号</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)・(4) 【略】</p> <p>(督促及び督促手数料)</p> <p>第11条 【略】</p> <p><u>2 前項の規定によつて督促状を発した場合においては、督促状1通について70円の督促手数料を徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u></p>

(3) 長崎市道路占用料条例

新	旧
<p style="text-align: center;">○長崎市道路占用料条例</p> <p style="text-align: right;">昭和38年3月25日 条例第5号</p> <p>(延滞金)</p> <p>第7条 【略】</p> <p>2・3 【略】</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、占用料に係る延滞金の徴収については、<u>長崎市使用料等の督促及び延滞金に関する条例</u>（昭和39年長崎市条例第23号）の延滞金の徴収の例による。</p>	<p style="text-align: center;">○長崎市道路占用料条例</p> <p style="text-align: right;">昭和38年3月25日 条例第5号</p> <p>(延滞金)</p> <p>第7条 【略】</p> <p>2・3 【略】</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、占用料に係る延滞金の徴収については、<u>長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例</u>（昭和39年長崎市条例第23号）の延滞金の徴収の例による。</p>

(4) 長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)事業東長崎矢上地区土地区画整理事業施行条例

新	旧
<p>○長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)事業東長崎矢上地区土地区画整理事業施行条例 昭和51年12月25日 条例第39号</p> <p>(延滞金) 第22条 市長は、法第110条第3項の規定による督促をした場合は、延滞金を徴収する。 2・3【略】 4 前3項に定めるもののほか、清算金に係る延滞金の徴収については、<u>長崎市使用料等の督促及び延滞金に関する条例</u>(昭和39年長崎市条例第23号)の延滞金の徴収の例による。</p>	<p>○長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)事業東長崎矢上地区土地区画整理事業施行条例 昭和51年12月25日 条例第39号</p> <p>(督促手数料及び延滞金) 第22条 市長は、法第110条第3項の規定による督促をした場合は、<u>督促手数料及び延滞金を徴収する</u>。 2・3【略】 4 前3項に定めるもののほか、清算金に係る<u>督促手数料及び延滞金の徴収については、長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例</u>(昭和39年長崎市条例第23号)の督促手数料及び延滞金の徴収の例による。</p>

(5) 長崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例

新	旧
<p>○長崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例 昭和52年12月24日 条例第32号</p> <p>(延滞金) 第10条 管理者は、都市計画法第75条第3項及び地方自治法第231条の3第1項の規定による督促をした場合は、延滞金を徴収する。 2・3【略】 4 前3項に定めるもののほか、負担金に係る延滞金の徴収については、<u>長崎市使用料等の督促及び延滞金に関する条例</u>(昭和39年長崎市条例第23号)の延滞金の徴収の例による。</p>	<p>○長崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例 昭和52年12月24日 条例第32号</p> <p>(督促手数料及び延滞金) 第10条 管理者は、都市計画法第75条第3項及び地方自治法第231条の3第1項の規定による督促をした場合は、<u>督促手数料及び延滞金を徴収する</u>。 2・3【略】 4 前3項に定めるもののほか、負担金に係る<u>督促手数料及び延滞金の徴収については、長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例</u>(昭和39年長崎市条例第23号)の督促手数料及び延滞金の徴収の例による。</p>

(6) 長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)事業東長崎平間・東地区土地区画整理事業施行条例

新	旧
<p>○長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)事業東長崎平間・東地区土地区画整理事業施行条例</p> <p style="text-align: right;">平成12年9月28日 条例第37号</p> <p>(延滞金)</p> <p>第28条 市長は、法第110条第3項の規定による督促をした場合は、延滞金を徴収する。</p> <p>2・3【略】</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、清算金に係る延滞金の徴収については、<u>長崎市使用料等の督促及び延滞金に関する条例</u>(昭和39年長崎市条例第23号)の延滞金の徴収の例による。</p>	<p>○長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)事業東長崎平間・東地区土地区画整理事業施行条例</p> <p style="text-align: right;">平成12年9月28日 条例第37号</p> <p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第28条 市長は、法第110条第3項の規定による督促をした場合は、<u>督促手数料及び延滞金を徴収する。</u></p> <p>2・3【略】</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、清算金に係る<u>督促手数料及び延滞金の徴収については、長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例</u>(昭和39年長崎市条例第23号)の<u>督促手数料及び延滞金の徴収の例による。</u></p>

(7) 長崎市集落排水処理施設条例

新	旧
<p>○長崎市集落排水処理施設条例</p> <p style="text-align: right;">平成12年12月25日 条例第45号</p> <p>(分担金に係る延滞金)</p> <p>第24条 市長は、地方自治法第231条の3第1項の規定による分担金に係る督促をした場合は、延滞金を徴収する。</p> <p>2・3【略】</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、分担金に係る延滞金の徴収については、<u>長崎市使用料等の督促及び延滞金に関する条例</u>(昭和39年長崎市条例第23号)の延滞金の徴収の例による。</p>	<p>○長崎市集落排水処理施設条例</p> <p style="text-align: right;">平成12年12月25日 条例第45号</p> <p>(分担金に係る督促手数料及び延滞金)</p> <p>第24条 市長は、地方自治法第231条の3第1項の規定による分担金に係る督促をした場合は、<u>督促手数料及び延滞金を徴収する。</u></p> <p>2・3【略】</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、分担金に係る<u>督促手数料及び延滞金の徴収については、長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例</u>(昭和39年長崎市条例第23号)の<u>督促手数料及び延滞金の徴収の例による。</u></p>

(8) 長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)事業長崎駅周辺土地区画整理事業施行条例

新	旧
<p>○長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)事業長崎駅周辺土地区画整理事業施行条例</p> <p>平成21年3月23日 条例第5号</p> <p>(延滞金)</p> <p>第28条 市長は、法第110条第3項の規定による督促をした場合は、延滞金を徴収する。</p> <p>2・3【略】</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、清算金に係る延滞金の徴収については、長崎市使用料等の督促及び延滞金に関する条例(昭和39年長崎市条例第23号)の延滞金の徴収の例による。</p>	<p>○長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)事業長崎駅周辺土地区画整理事業施行条例</p> <p>平成21年3月23日 条例第5号</p> <p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第28条 市長は、法第110条第3項の規定による督促をした場合は、督促手数料及び延滞金を徴収する。</p> <p>2・3【略】</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、清算金に係る督促手数料及び延滞金の徴収については、長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例(昭和39年長崎市条例第23号)の督促手数料及び延滞金の徴収の例による。</p>

(9) 長崎市債権管理条例

新	旧
<p>○長崎市債権管理条例</p> <p>令和3年12月24日 条例第43号</p> <p>(債権の放棄)</p> <p>第7条 市長等は、非強制徴収公債権及び私債権(以下「非強制徴収公債権等」という。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収公債権等及びこれに係る延滞金(長崎市使用料等の督促及び延滞金に関する条例(昭和39年長崎市条例第23号)第3条の規定により徴収する延滞金をいう。)、遅延損害金その他徴収金(以下「延滞金等」という。)を請求する権利の全部又は一部を放棄することができる。</p> <p>(1)~(6)【略】</p> <p>2・3【略】</p>	<p>○長崎市債権管理条例</p> <p>令和3年12月24日 条例第43号</p> <p>(債権の放棄)</p> <p>第7条 市長等は、非強制徴収公債権及び私債権(以下「非強制徴収公債権等」という。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収公債権等及びこれに係る延滞金(長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例(昭和39年長崎市条例第23号)第4条の規定により徴収する延滞金をいう。)、遅延損害金その他徴収金(以下「延滞金等」という。)を請求する権利の全部又は一部を放棄することができる。</p> <p>(1)~(6)【略】</p> <p>2・3【略】</p>